

経営事項審査の審査基準の改正及び留意事項等

1 審査基準の改正

令和2年（2020年）4月から、以下の通り建設キャリアアップシステムのレベル判定を活用した技術職員数（Z1）の改正が行われる予定です。

- ① 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者（有資格区分コード：704）について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- ② 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者（有資格区分コード：703）について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

詳細については、分かり次第、県監理課のホームページでお知らせします。

2 審査内容の簡素化

令和2年度（2020年度）から以下のとおり審査内容を見直し、簡素化を行います。（経審の手引き P14）

項目	現 状	見直し後
完成工事高の確認	請負金額が税込100万円以上の工事について契約書等を確認	請負金額が税込500万円以上の工事について契約書等を確認
職員の常勤性の確認	社会保険の標準報酬決定通知書及び住民税の特別徴収通知書を確認	原則、住民税の特別徴収通知書で確認し、特別徴収で確認できない場合は社会保険等で確認
退職一時金制度（中退共、特退共）の確認	加入証明書と加入者証又は加入者名簿を確認	加入証明書のみ確認
施工体制台帳の確認	作成が必要な全ての工事について確認	国及び熊本県以外が発注した工事について確認

※ この見直しに合わせ、経営事項審査添付書類の使用人の一覧表の様式を一部改正します。

3 留意事項

（1）改元に伴う審査対象事業年度等の記載について

昨年5月に「平成」から「令和」に改元が行われていますので、審査対象事業年度や工期を記載する際は、留意してください。（経審の手引き P29、P30）

<例>経営事項審査申請書の別紙一（工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高）の「審査対象事業年度」の記載方法

①審査基準日が令和元年（2019年）10月31日の場合

→自 3 0 年 1 1 月 至 0 1 年 1 0 月

②審査基準日が令和2年（2020年）3月31日の場合

→自 3 1 年 0 4 月 至 0 2 年 0 3 月

（2）社会保険に係る確認書類について

社会保険の加入状況は、審査基準日（決算日）を含む月の保険料を支払ったことを示す領収書（※この1か月分で可）又は納入証明書で確認します。（経審の手引き P19、P35）

（3）JV工事の完成工事高内訳書への記載方法

JV工事の完成工事高内訳書への記載にあたっては、「元請下請の別」欄に自社の出資比率を記載するとともに、「工事金額」欄にJV工事の総額を記載ください。（経審の手引き P46）

（4）技術職員名簿に記載のない（主任・監理）技術者の完成工事高内訳書への記載方法

審査基準日時点で技術職員名簿に記載のない（主任・監理）技術者については、完成工事高内訳書の技術者名欄に、受審業種に対応する資格（コード）を記載してください。（経審の手引き P46、P50）

（5）その他工事の完成工事高内訳書への記載方法

その他工事（受審しない業種の工事や契約書のない工事など）の完成工事高については、完成工事高内訳書に工事内容の記載は不要ですが、官公庁元請・民間元請・下請ごとに件数及び金額が分かるように記載してください。（経審の手引き P49）

（6）施工体制台帳の完成工事高内訳書への記載方法

施工体制台帳の作成の必要な工事については、完成工事高内訳書の「施工体制台帳」欄に、作成していれば「有」、作成していなければ「無」と記載してください。作成の必要のない工事については、斜線を引いてください。（経審の手引き P51、P46～48）

（7）官公庁元請及び元請完成工事高の完成工事高内訳書への記載方法

完成工事高内訳書の最後には、完成工事高の総合計だけでなく、官公庁元請の合計及び元請完成工事高の合計も記載してください。

なお、記載した官公庁元請合計及び元請完成工事高合計は、経審申請書の工事種類別完成工事高のそれぞれの合計と一致させてください（経審の手引き P49）

(8) 委託契約等についての取扱い

経営事項審査において完成工事高として認められるのは、建設工事に該当するものです。

道路の維持修繕その他の委託契約について、業務内容が補修工事を伴うものや、樹木、芝生、草花等を育成するために、土壌改良や支柱の設置等を伴うものは、施工証明書、仕様書、工事台帳の原価等の資料により内容が確認できる場合、完成工事高として計上できます。

電気設備等の保守点検業務委託や河川の除草工事（委託）、選挙ポスター掲示場の設置・撤去等、業務内容が役務の提供であるものは、契約形態に関わらず、兼業事業売上高として計上してください。（経審の手引き P33、P60）

(9) 建設機械の所有者の確認

建設機械に係る所有者の確認にあたっては、売買契約書、市町村に申告した償却資産課税台帳の写し（※決算書の資産台帳は不可）、有効な車検証の写し、その他客観的に所有を確認できる書類（機械、所有者、取得日が特定できるもの）、リース契約書を確認します。

なお、車検証の所有者が、経営事項審査の申請者と相違する場合は、実質保有と同等であること（専属使用）を証明できる、使用許諾契約等が無いと認められませんので、注意してください。（経審の手引き P52～54）

(10) 契約書の無い工事の取扱い

契約書や注文書・請書が無い工事については、その他工事となります。契約額を増額した工事についても、変更契約書等が無い場合、増額に係る分の金額はその他工事となりますので、注意してください。（経審の手引き P60）

(11) 業種区分の誤りが多い工事の例

以下の工事は業種区分に誤りが多い工事の例です。業種区分については、経審の手引き P 76～87 に例示がありますので、事前に確認のうえ、誤りがないよう注意してください。

<例1>

（工事内容）県発注の道路維持修繕業務委託

→×舗装工事

→○土木一式工事

※内容に舗装工事を伴うことから、舗装工事に計上されていることがあります。が、県発注の道路維持修繕業務委託には、舗装に限らず様々な土木工事が複合されるため、原則土木一式工事に計上することが適当です。

※県発注の道路パトロール業務委託は、内容が工事ではなく役務の提供のため、兼業事業売上高として計上してください。

<例2>

(工事内容) 個人住宅の水道管工事

→×水道施設工事

→○管工事

※家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事は管工事に該当します。水道施設工事は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事です。

<例3> ※建築一式工事を受審、屋根工事の許可がない場合

(工事内容) 個人住宅の屋根工事

→×建築一式工事

→○その他工事

※建築一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事です。したがって、工事内容が屋根工事のみの場合は、屋根工事に該当しますが、屋根工事の許可がない場合は、建築一式工事への振り替えもできないため、その他工事に計上することになります。

4 その他

(1) 円滑な審査の実施について

経営事項審査を円滑に実施するために、次のことに御協力ください。

- ① 審査は、「建設業許可申請書」から確認します。許可申請書、役員の一覧、経營業務管理責任者、専任技術者の個所に付箋紙を貼付するなどして、審査者がスムーズに確認できるよう御協力ください。(業種追加、役員の変更等を行っている場合も同じ)

なお、許可申請書を当日忘れられた場合は、経審の受審ができない場合がありますのでご注意ください。

- ② 住民税特別徴収税額を通知する書面に、使用人の一覧表の通番を記入しておいてください。(鉛筆で可)
- ③ 技術職員については、技術職員名簿と使用人の一覧表の通番を一致させてください。
- ④ 技術職員の資格を確認できる書類は、経審申請書の「技術職員名簿」と同じ順番に並べる等、確認しやすいようにしてください。
- ⑤ 契約書は、「完成工事高内訳書」に記載した順番に並べ、インデックスをつけるなど整理したうえで、持参してください。
- ⑥ 「完成工事高内訳書」の工期は、年月の記載となりますが、現場専任が必要な工事に配置されている技術者が、別の工事の同じ年月に重複して配置されている場合は、工期欄に日付まで記入してください。(鉛筆で可)
また、工事に余裕期間が設定されている場合は、余裕期間中は技術者の配置は不要であるため、実際に工事に着手した日付を余白に記載してください。
- ⑦ 機械の所有確認書類が市町村に申告した償却資産課税台帳の場合は、課税台帳に該当する機械の番号を記載してください。(鉛筆で可)

(2) 経営事項審査申請書様式等の県ホームページへの掲載について

令和2年度(2020年度)も引き続き経営事項審査の各種様式を県ホームページからダウンロードできますので、御活用ください。

ただし、書類作成に使用する印刷用紙や印刷方法につきましては、年度管理や、格付に使用するオレンジカラム項目の関係から、令和2年度(2020年度)は水色の色紙を使用し、カラー印刷により作成していただきますようお願いいたします。

(色紙は、厚い紙でなくても構いません。)

県工事入札参加者資格審査及び格付について

令和2年(2020年)3月

建設業者説明会用資料

1 入札参加者資格審査申請

県が発注する建設工事の競争入札に参加するためには、業種ごとに入札参加者資格の認定を受けなければなりません。

資格の審査は、2年に1回行うことを定期としているため、建設業者は2年に1度、入札参加者資格審査申請書(＝指名願)の提出が必要となります。

令和3・4年度(2021・2022年度)の熊本県工事入札参加者資格認定を受けるためには、

令和2年度(2020年度)に指名願の提出が必要です！

【提出時期】

- ・ 熊本県知事許可業者 → 令和2年度(2020年度)の経営事項審査申請時
- ・ 国土交通大臣許可業者 → 令和3年(2021年)1月(※詳細は別途案内)

【提出書類】

- ① 令和3・4年度(2021・2022年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)
- ② 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

* 申請要領や様式、その他詳細は、

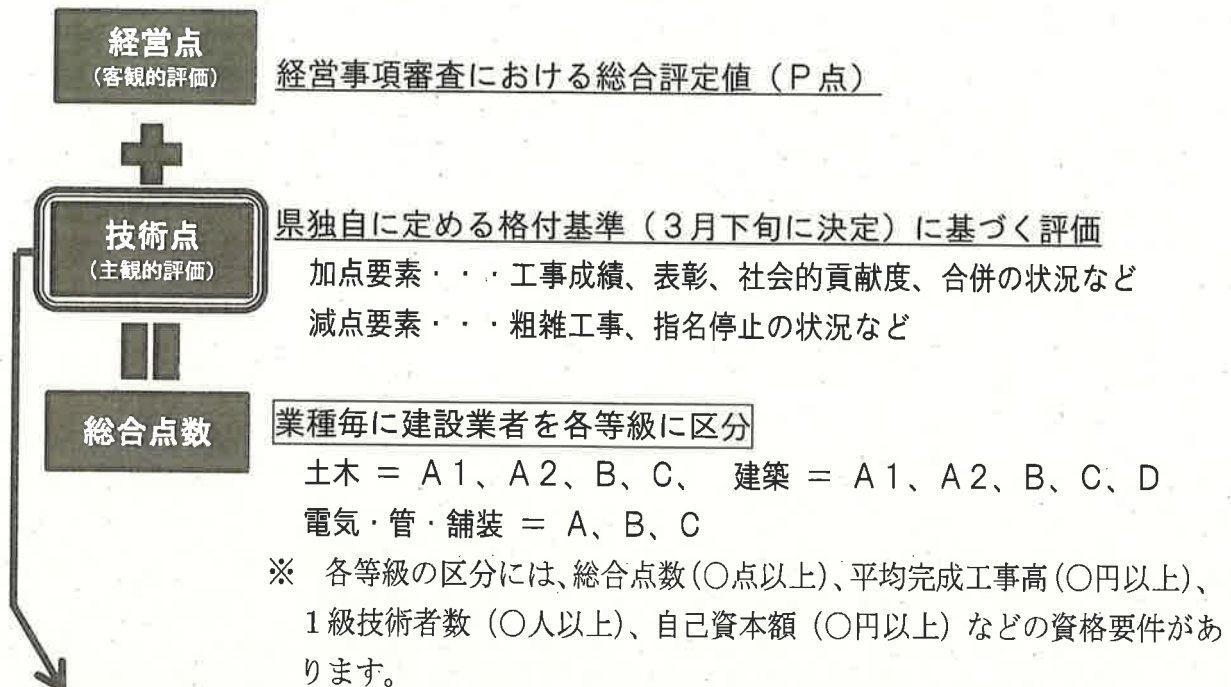
熊本県ホームページ(https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_14939.html) 又は「経営事項審査申請の手引き 令和2年度(2020年度)」の123ページを参照。

※ 次のいずれかに該当する場合、申請は受け付けません。

- ① 国税、県税に未納がある者の申請
- ② 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入である者(適用を除外されている場合を除く)の申請
- ③ 建設業許可を有していない業種の申請
- ④ 経営事項審査を受審していない業種の申請
- ⑤ 直前2か年又は3か年の事業年度における完成工事高に実績がない業種

2 格付の方法等

(1) 土木一式・建築一式・電気・管・舗装 (= 格付5業種)



【技術点の評価項目の確認方法】

- (1) 経営事項審査時に確認するもの
官公庁元請完成工事高、総職員数、技術職員の有資格者数 など
- (2) 県による調査で確認するもの
県発注工事の成績評定、県研修会の受講、労働安全の取組 など
- (3) **建設業者からの技術事項等評価項目申請により確認するもの**
 防災協定の締結 (※)、消防団員・消防団協力事業所、男女共同参画の推進、障がい者の雇用、不当要求防止責任者講習の受講、新規学卒者の雇用 など
 (※) 締結先は熊本県又は県内市町村に限るため、経審における評価と異なります。

令和3・4年度 (2021・2022年度) の熊本県工事入札参加者資格審査 (格付) に係る

技術事項等評価項目申請は、令和3年 (2021年) 1月に受け付けます!

* 申請方法や受付期間等は、令和2年(2020年)11月頃に公表。

※格付5業種に係る指名願を提出し、受付が完了している場合に申請が可能です。

※技術事項等評価項目申請の提出がなければ、その分は加点されません。

(2) 上記以外の24業種

経営点
(客観的評価)

経営事項審査における総合評定値 (P点) のみで順位付け
 ※合併特例措置を適用されている場合を除く

3 技術点の評価項目の見直し

令和3・4年度（2021・2022年度）の熊本県工事入札参加者資格審査（格付）において、技術点の評価項目を新設します。

将来の担い手確保や働き方改革の促進を図る観点から

「ブライト企業」に認定された建設業者を加点予定です！

（点数については今後検討）

なお、「ブライト企業」で加点された場合は、次の2項目は加点しません

- ・ 障がい者の雇用状況 5点（現行基準）
- ・ 男女共同参画の推進（育児休業制度及び介護休業制度） 5点（現行基準）

ブライト企業とは ※令和元年度（2019年度）現在（応募資格は毎年見直しあり）

県内企業の労働力確保、労働者の県内就職促進につなげるため、従業員の労働環境や処遇の向上に優れた取り組みを行う企業を、県が「ブライト企業」として認定するもの ※例年6月募集、10月認定

【4つの基本的な要件】

- ①従業員とその家族の満足度が高い ②地域の雇用を大切にしている
- ③地域社会・地域経済への貢献度が高い ④安定した経営を行っている

【応募資格】

- ①正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人等
- ②過去3年間における正社員の年間平均離職率が業種平均の離職率よりも低いこと
- ③今後3年以内に1人以上の正社員の採用予定があること
- ④直近3年間において、学生等のインターンシップ等の受入れ実績があること
- ⑤直近2期の決算の営業利益が黒字、または直近の売上が前期より増加していること
- ⑥過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていないこと
- ⑦過去3年の間に労働行政にかかる司法処分を受けていないこと等
- ⑧労働保険、社会保険及び県税の滞納がないこと
- ⑨その他、公序良俗に反する行為、重大なコンプライアンス違反を行っていないこと等
- ⑩労働者の過半数を代表する者から応募に関する同意を得ていること

【審査項目】

上記4つの基本的要件に関連する20の審査項目を設定し採点

【認定】

審査項目の得点状況等を基に熊本県労働審議会で審査後、県が認定（有効期間3年）

【問い合わせ先】

熊本県 労働雇用創生課 TEL：096-333-2340

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_23392.html